



第5章

教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

1 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について

ここでは、前計画と同様に、子ども・子育て関連3法に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を計画の数値目標として定めます。

（１）「量の見込み」の算出について

国が示す算出の基本的な考え方に沿って、ニーズ調査結果などから算出しています。ただし、算出結果が本市の現状の実績値とかけ離れた場合などは、必要に応じて、補正を行っています。

【国が示す算出の基本的な考え方】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{児童} \\ \text{推計} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{ニーズ調査結果} \\ \text{に基づく指標} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{量の見込み} \\ \text{（需要）} \\ \hline \end{array}$$

（２）「確保方策」について

「量の見込み」に対応した数値目標と今後の方向性を記載しています。

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本市では、総合計画等の各種計画において、市域を区域割していないことや、教育・保育事業においては、現在の幼稚園や保育所等の利用実態として、小学校区や中学校区内を超えて広域的に利用されている状況であることなどから、「教育・保育等の提供区域」はすべての事業において、市域全体を一つの区域として設定します。

3 国が示す計画の対象事業

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象事業は、以下の16事業です。

なお、「量の見込み」と「確保方策」については、国が示す基本的な考え方に沿って算出が必要とされているものと算出不要のものがあります。

区分	対象事業	「量の見込み」と「確保方策」の算出
教育・保育事業	(1) 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育	国が示す基本的な考え方に沿って算出
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業（延長保育）	
	(2) 幼稚園・認定こども園預かり保育	
	(3) 保育所等一時預かり	
	(4) 病児・病後児保育事業	
	(5) ファミリー・サポート・センター	
	(6) 育成学級（放課後児童クラブ）	
	(7) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）	
	(8) 地域子育て支援拠点事業	
	(9) 利用者支援事業	
	(10) 乳児家庭訪問事業	
	(11) 養育支援訪問事業	
	(12) 妊婦健康診査	
	(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	算出不要
	(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

4 教育・保育事業

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育

【事業概要】

幼稚園は保護者の就労等にかかわらず、3～5 歳児（宇治市の公立幼稚園は 4～5 歳、1 園は 3 歳からを試行実施）を対象に、幼児教育を提供する施設です。

保育所は、保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、0～5 歳児を預かり、保育を提供する施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

地域型保育は、定員 20 人未満の小さな規模で 0～2 歳児を預かる事業で、「家庭的保育」「小規模保育」「事業所内保育」「居宅訪問型保育」があります。

① 満 3 歳以上の教育（1 号認定）

満 3 歳以上の子どもで、教育を希望する場合（主に幼稚園・認定こども園で対応）

【現状】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用希望者数	2,389 人	2,217 人	2,096 人	1,958 人	1,919 人

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量 の 見 込 み	1,831 人	1,749 人	1,653 人	1,641 人	1,600 人
確 保 方 策	3,386 人	3,386 人	3,386 人	3,386 人	3,386 人
過 不 足 (確保方策－量の見込み)	1,555 人	1,637 人	1,733 人	1,745 人	1,786 人

【今後の方向性】

計画期間中の「量の見込み」について対応可能です。なお、保育所から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

② 満3歳以上の保育（2号認定）

満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（主に保育所・認定こども園で対応）

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用希望者数	2,360 人	2,384 人	2,358 人	2,332 人	2,316 人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量 の 見 込 み	2,331 人	2,225 人	2,103 人	2,089 人	2,037 人
確 保 方 策	2,367 人	2,367 人	2,367 人	2,367 人	2,367 人
過 不 足 (確保方策－量の見込み)	36 人	142 人	264 人	278 人	330 人

【 今後の方向性 】

市全域では計画期間中の「量の見込み」について対応可能な「確保方策」となっていますが、保育ニーズの地域偏在や年齢偏在に対応するために、受入可能な施設の積極的な周知を図ります。また、幼児と乳児の定員の調整を図ることの検討や幼稚園の預かり保育の利用状況をふまえながら、定員等のあり方について検討します。

なお、幼稚園から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

③ 満3歳未満の保育（3号認定）

満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（主に保育所・認定こども園・地域型保育で対応）

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用希望者数	1,821人	1,884人	1,869人	1,817人	1,821人

【量の見込みと確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,827人	1,813人	1,807人	1,797人	1,782人
確保方策	教育・保育施設	1,742人	1,742人	1,742人	1,742人	1,742人
	地域型保育	117人	117人	117人	117人	117人
	合計	1,859人	1,859人	1,859人	1,859人	1,859人
過不足 (確保方策－量の見込み)		32人	46人	52人	62人	77人

【今後の方向性】

市全域では計画期間中の「量の見込み」について対応可能な「確保方策」となっていますが、保育ニーズの地域偏在や年齢偏在に対応するために、受入可能な施設の積極的な周知を図ります。また、幼児と乳児の定員の調整を図ることや、定員等のあり方について検討します。

なお、幼稚園から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園などで、保育標準時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。

【現状】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	1,953 人	1,787 人	1,724 人	1,685 人

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	1,569 人	1,524 人	1,475 人	1,466 人	1,448 人
確保方策（B）	2,500 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人
差引（B）－（A）	931 人	976 人	1,025 人	1,034 人	1,052 人

【今後の方向性】

現在、市内 20 の保育所・認定こども園で 11 時間を超えて延長保育を実施しており、受け入れ枠として 2,500 人あります。これまでの実績値や計画期間の「量の見込み」を上回っていることから、既存施設での対応により、確保に努めます。

(2) 幼稚園・認定こども園預かり保育

【事業概要】

幼稚園や認定こども園などで、教育課程にかかる教育時間の終了後などにおいて、在園する園児を預かる事業です。

公立幼稚園 2 園でも平成 30 年度より試行実施しています。

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	59,526 人	56,851 人	53,719 人	54,692 人	55,621 人
確保方策 (B)	105,067 人	105,067 人	105,067 人	105,067 人	105,067 人
差引 (B) - (A)	45,541 人	48,216 人	51,348 人	50,375 人	49,446 人

【今後の方向性】

計画期間中の「量の見込み」について、対応可能です。

(3) 保育所等一時預かり

【 事業概要 】

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、保育所や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用日数	9,357 人日	9,571 人日	8,607 人日	7,379 人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	17,192 人日	16,577 人日	16,251 人日	15,575 人日	14,907 人日
確保方策 (B)	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日
差引 (B) - (A)	13,808 人日	14,423 人日	14,749 人日	15,425 人日	16,093 人日

【 今後の方向性 】

現在、市内の 15 の保育所・認定こども園で一時預かりを実施しており、受け入れ枠として 31,000 人日あります。計画期間の「量の見込み」を上回っていることから、既存施設での対応により確保に努めます。

(4) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された施設で、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現状】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用日数	3,917 人日	4,070 人日	3,992 人日	3,771 人日

【量の見込みと確保方策】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
(A) 量 の 見 込 み	就学前児童	3,082 人日	3,057 人日	3,048 人日	3,015 人日	3,009 人日
	小学生児童	770 人日	717 人日	680 人日	678 人日	652 人日
	合 計	3,852 人日	3,774 人日	3,728 人日	3,693 人日	3,661 人日
確保方策 (B)		4,000 人日	4,000 人日	4,000 人日	4,000 人日	4,000 人日
差引 (B) - (A)		148 人日	226 人日	272 人日	307 人日	339 人日

【今後の方向性】

計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているため、既存施設の対応件数の今後の見込みや実施施設の拡充の可能性などについて検討しながら、実施施設の確保に努めます。

(5) ファミリー・サポート・センター

【事業概要】

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。

【現状】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	2,099 人日	1,296 人日	1,378 人日	1,449 人日

【量の見込みと確保方策】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
(A) 量 の 見 込 み	就学前児童	922 人日	889 人日	867 人日	837 人日	812 人日
	小学生児童	1,075 人日	1,086 人日	1,059 人日	1,022 人日	993 人日
	合計	1,997 人日	1,975 人日	1,926 人日	1,859 人日	1,805 人日
確保方策 (B)		2,000 人日	2,000 人日	2,000 人日	2,000 人日	2,000 人日
差引 (B) - (A)		3 人日	25 人日	74 人日	141 人日	195 人日

【今後の方向性】

計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っていますが、今後も、引き続き活動件数の増加に向けて、会員数の増加や活動内容の充実を図りながら確保に努めます。

(6) 育成学級（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録児童数	2,175 人	2,311 人	2,325 人	2,344 人	2,397 人

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	2,417 人	2,413 人	2,420 人	2,374 人	2,364 人
確保方策（B）	2,420 人	2,480 人	2,480 人	2,480 人	2,480 人
差引（B）－（A）	3 人	67 人	60 人	106 人	116 人

【今後の方向性】

現在は、市の育成学級や民間事業者で実施していますが、計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているものの、育成学級については必要な施設整備を行うとともに、民間の放課後児童クラブでの受け入れ児童数の拡大を図り、確保に努めます。

また、新・放課後子ども総合プランの推進など、より一層教育・福祉の連携のもと、総合的な放課後児童対策のあり方について検討を進めます。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）

【 事業概要 】

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭での養育が困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用日数	39 人日	78 人日	21 人日	11 人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
確保方策（B）	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
差引（B）－（A）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【 今後の方向性 】

現在、2か所の市外の施設で実施しており、今後もニーズに対応できるよう、確保に努めます。

(8) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳児のみ）

【事業概要】

就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、相互に交流を図ることができる場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの支援を行う事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	21,908人回	21,515人回	19,484人回	21,982人回
全利用者（参考）	48,219人回	49,049人回	44,258人回	50,352人回

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	30,051人回	30,417人回	31,503人回	30,670人回	29,845人回
確保方策（B）	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

【今後の方向性】

現在、全10中学校区に1か所ずつ開設しています。児童虐待の未然防止の観点からも、支援が必要な家庭等の養育状況などを把握し、適切な支援につなげていけるよう、アウトリーチ型の取り組みや各拠点の連携など、機能の充実についての検討を進めます。

(9) 利用者支援事業

【 事業概要 】

子どもや保護者が計画における事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などの支援を行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置個所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【 量の見込みと確保方策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
確保方策 (B)	1 か所	1 か所	5 か所	5 か所	10 か所

【 今後の方向性 】

子どもや保護者に対し、適切な子育て支援情報の提供や相談、助言などを各地域子育て支援拠点等において実施していくとともに、利用者支援事業としての実施については、子育て支援拠点の機能の充実等をふまえて検討します。

(10) 乳児家庭訪問事業

【 事業概要 】

保健師または訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止など、必要に応じて継続支援につなげていく事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ訪問件数	1,390 件	1,336 件	1,279 件	1,248 件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	1,400 件	1,400 件	1,400 件	1,400 件	1,400 件
確保方策（B）	実施体制：事業委託と保健師による訪問				

【 今後の方向性 】

事業の実施については、現在、事業委託と保健師による訪問を行っていますが、より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について、検討しながら確保に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

【 事業概要 】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数	2,321 件	2,171 件	2,023 件	2,043 件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（Ａ）	2,100 件	2,100 件	2,100 件	2,100 件	2,100 件
確保方策（Ｂ）	実施体制：事業委託と保健師による訪問				

【 今後の方向性 】

事業の実施については、現在、保健師及び助産師による訪問を行っていますが、より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について、検討しながら確保に努めます。

(12) 妊婦健康診査

【 事業概要 】

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子健康手帳交付数	1,390 件	1,353 件	1,312 件	1,157 件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,200 件	1,200 件	1,200 件	1,200 件	1,200 件
確保方策	実施場所：京都府内の委託医療機関等 実施体制：妊婦健康診査受信券を交付 検査項目：国が例示する標準的な項目 実施時期：通年				

【 今後の方向性 】

事業の実施については、現在、事業委託を行っており、今後も同様の体制で実施し、確保に努めます。

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

全国的にも児童虐待の相談件数は増え続け、子どもが被害者となる重大な事件が発生しています。児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取り組みを行う事業です。

宇治市要保護児童対策地域協議会の活動を充実するとともに、本事業については実施について検討します。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされています。低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対し日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本市では、平成 28 年度より実施しています。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子ども・子育て支援法の改正により、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。

給付にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。また、適正な給付を行うため、特定子ども・子育て支援施設等（※）の確認や公示、指導監査について、京都府と連携しながら、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供を行います。

※特定子ども・子育て支援施設等

市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（例：幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）、認可外保育事業、預かり保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、病児保育事業）